

一般社団法人全国信用保証協会連合会

緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について

貴連合会におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知しておりますが、足下の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言が延長されたことや中小企業・小規模事業者の資金需要が高まる年度末が控えていること等を踏まえ、引き続き中小企業・小規模事業者の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。政府としては、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び令和2年度第3次補正予算（令和3年1月29日成立）において、新型コロナウイルス感染症対応資金の年度末までの延長、事業者の経営改善や事業転換等を促す保証制度・補助金の拡充及び中小企業再生支援協議会の体制強化等を行ったところです。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを各信用保証協会に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしく願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた事業者をはじめ、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援について、雇用調整助成金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末までに必要な資金等も含め、引き続き、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、保証審査に際しては、赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性、今後の経営改善への取り組み等を十分に考慮して判断すること。さらに、新規保証にあたっての返済期間や据置期間の設定については、最大限事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。
2. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応資金の積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、中小企業再生支援協議会による金融調整が有効な場合等には、「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」の積極的な活用も検討すること。